

運用報告書の適正性に関する確認書

2018年9月21日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー

不動産投資信託証券発行者名 インヴィンシブル投資法人
(コード: 8963)

執行役員

代表者の役職・氏名
(署 名)

福田直樹

インヴィンシブル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の執行役員である福田直樹は、本投資法人の2018年1月1日から2018年6月30日までの第30期営業年度の運用報告書の提出時点において、当該運用報告における投資法人の計算に関する規則（2006年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

私が不実の記載がないと認識している理由は下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定及び本投資法人の規約に従い、コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に資産の運用にかかる業務及び機関運営にかかる業務（投資主総会関係書類の発送並びに議決権行使書の受理及び集計に関する事務を除きます。）を全て委託しており、資産運用報告の作成等、開示にかかる業務は資産運用会社で行っています。また、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務を株式会社E Pコンサルティングサービス（以下「会計事務等にかかる一般事務受託者」といいます。）に委託しています。

なお、当該事業年度における本投資法人の会計監査人は、E Y新日本有限責任監査法人です。

2. 資産運用報告の作成プロセス

会計事務等にかかる一般事務受託者から提出される会計帳簿に基づき、資産運用会社において資産運用報告の原案を作成します。その後、必要に応じて弁護士・公認会計士・税理士等を活用し、その記載内容の正確性・統一性・継続性等の検証を行ったうえで提出しております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- ① 本投資法人の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人より投信法第130条に基づく監査証明を受領していること。
- ② 開示にかかる業務を委託している資産運用会社に対しては、投信法、金融商品取引法、株式会社東京証券取引所、一般社団法人投資信託協会等がそれぞれ要請する内容及び様式に従って迅速かつ正確な開示を行うことを要請しており、内部管理体制等の状況及びその有効性について確認を取っていること。
- ③ 本投資法人に関する重要事項については、本投資法人役員会に付議又は報告されていること。

以上